

令和7年 第10回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和7年6月20日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
議案第20号	宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正	1	○
議案第21号	「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」について	2	○
議案第22号	宇都宮市社会教育委員の委嘱について	3	×
議案第23号	宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について	4	×

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
報告第35号	令和7年6月議会一般質問の概要について	5	○
報告第36号	教育行政相談の内容と対応について	6	×
報告第37号	令和6年度就学援助の支給状況について	7	○
報告第38号	令和6年度児童虐待通告受付等の状況について	8	○
報告第39号	「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について	9	○

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開(予定)
(1)	第41回うつのみやこども賞受賞記念講演会の開催について	資料	○

議案第20号

宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正

宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年6月20日提出

宇都宮市教育委員会

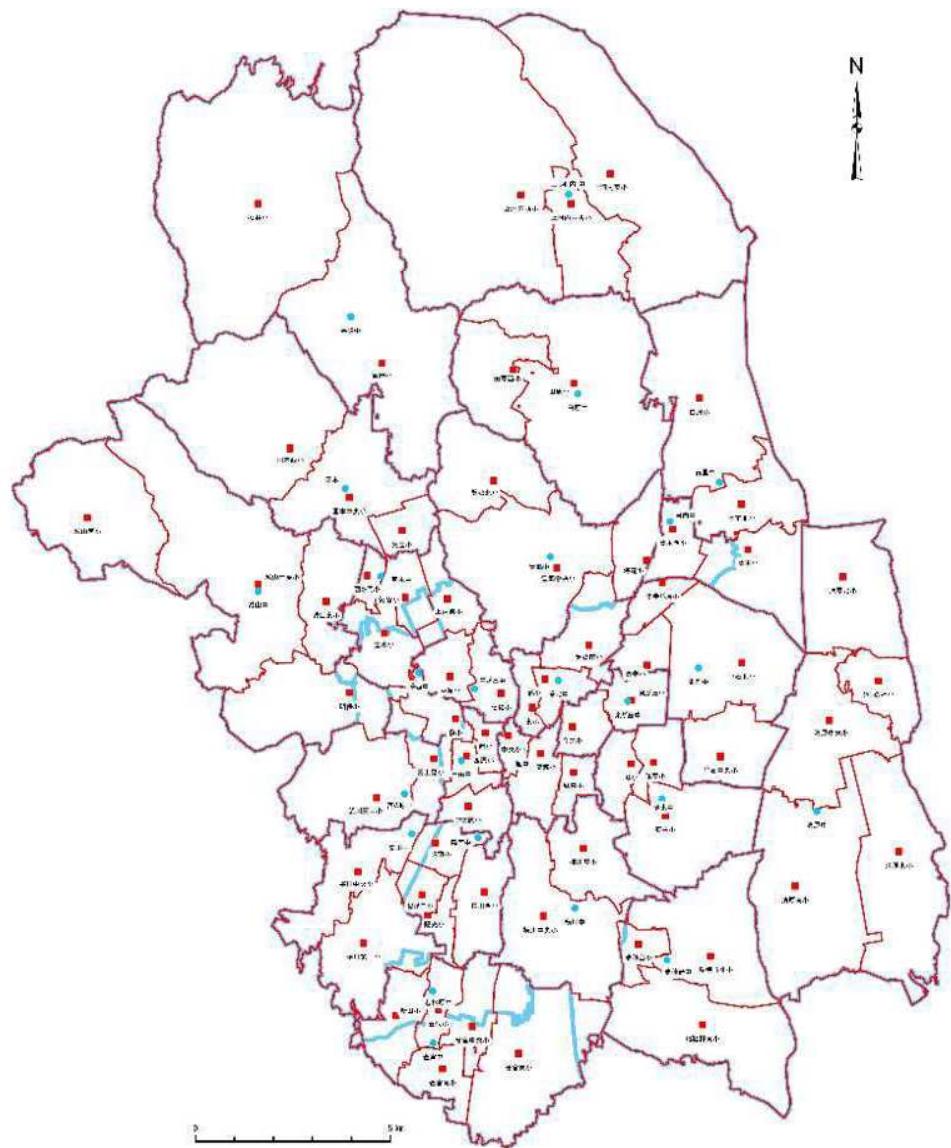
教育長 小堀 茂雄

宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和58年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める

「



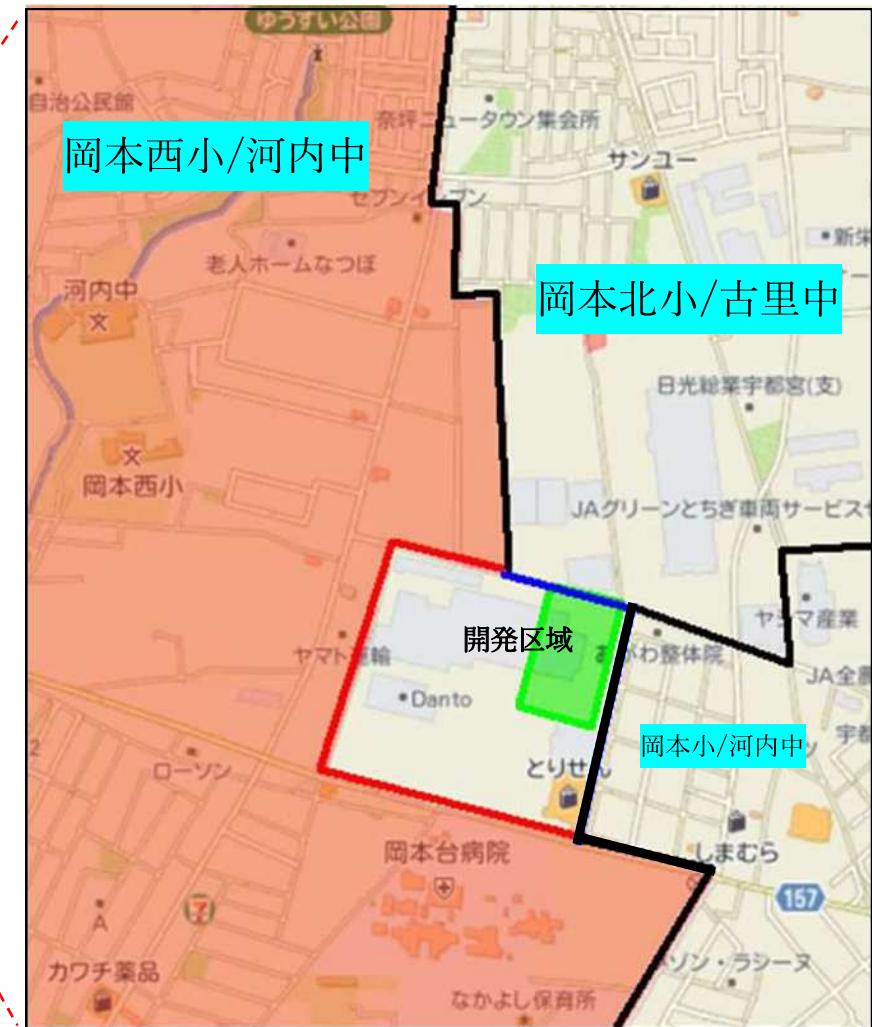
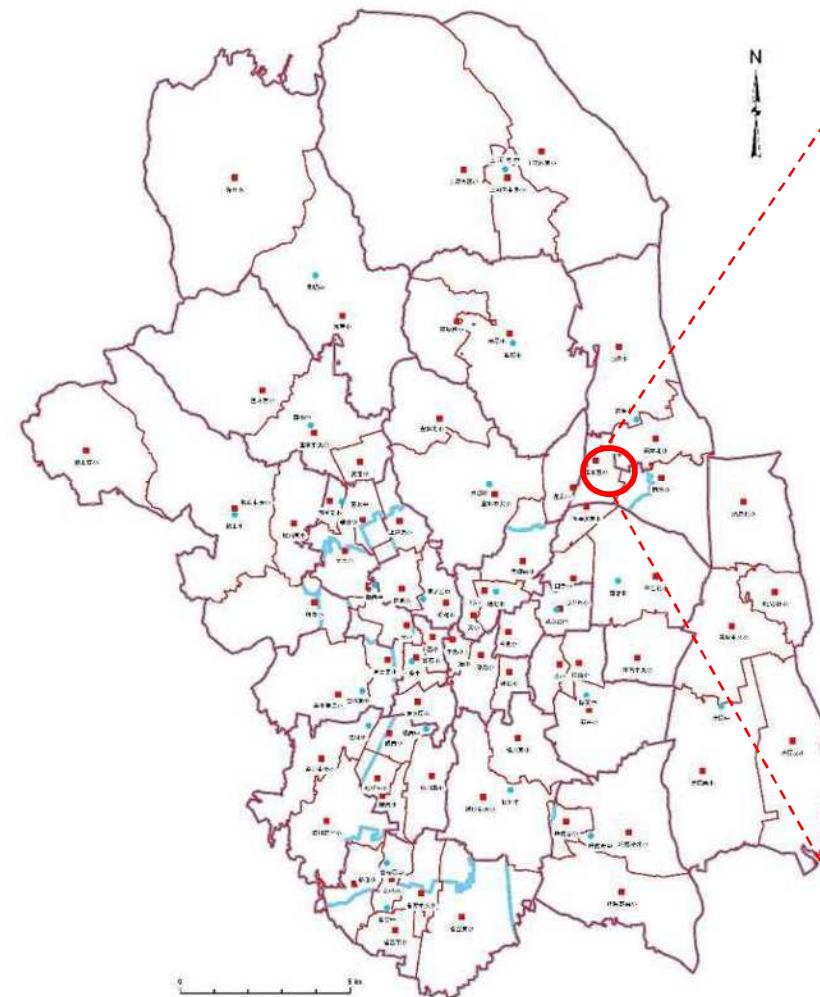
附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(提案の理由)

市内の一部地域の住宅地開発等に伴い、規則の改正を行うものであります。

学区線（変更後）
学区線（変更前）



議案第 21 号

「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」について

本市の休日の部活動の地域展開に当たり、「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」について、次のように決定する。

令和 7 年 6 月 20 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

(提案の理由)

本市の休日の部活動の地域展開に向け、基本的な考え方や今後の取組についての方針を決定しようとするものです。

宇都宮市休日の部活動の地域展開方針（案）について

◎ 趣旨

「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」（案）について審議するもの

1 方針の名称について

- ・ 令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、「学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく」という意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更すると示された。
- ・ また、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」において、地域の理解を得ながら活動を推進するためには「地域展開」への名称変更が望ましいとの意見をいただいたことから、本方針の名称は「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」とする。

2 「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」（案）について

（1）策定の目的

- ・ 少子化が進む中で、子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、「楽しさ」や「喜び」を感じができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保するため、各校が休日の部活動の地域展開を着実に進めることができるよう、本方針を策定する。

（2）方針の位置付け

- ・ 本方針は、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」、栃木県の「とちぎ部活動移行プラン」を参照した計画とする。
- ・ 「宇都宮市学校健康教育推進計画」や「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」・「第2次宇都宮市文化振興基本計画」などの関連計画との連携を図る。

（3）方針期間

- ・ 令和7年度から令和9年度までの3年間

3 策定の経過

令和6年5月～ 庁内会議

令和6年7月～ 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会(4回)

4 方針の内容・特徴

（1）内 容

- ・ 「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」（素案）概要版 資料
- ・ 「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」（素案）本編 別冊

(2) 特 徴

「学校や地域の実情に応じた地域クラブ活動への転換」

- ・ 休日の部活動の地域展開については、令和7年度から令和9年度までの3年間を「実践検証期間」とし、学校や地域の実情に応じて見直しを図りながら、令和10年度以降、本格実施を目指す。
- ・ 休日の部活動を受け入れる地域団体を支援する「地域クラブ活動育成事業」を実施することにより、他市町で類似事例が無い「単独校」又は「複数校」での運営主体の設立・運営方式を宇都宮市の独自モデルとして確立し、地域展開を目指す。

5 今後のスケジュール

令和7年 6月	教育委員会にて審議	→ 公表
10月	宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会にて意見交換・進捗管理	
令和8年 3月	教育委員会において部活動地域展開の進捗状況報告	

宇都宮市休日の部活動の地域展開方針(案)



方針の概要

【方針策定の目的】

本市は、少子化が進む中で、「子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、『楽しさ』や『喜び』を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保する」ために、各校が休日の部活動について地域展開を着実に推進し、地域クラブ活動への転換を図れるよう方針を策定する。

【方針の位置付け】

- 本基本方針は、スポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議による「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ及び栃木県教育委員会による「とちぎ部活動移行プラン」を参照した方針とする。
- 「宇都宮市学校健康教育推進計画」や「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」・「第2次宇都宮市文化振興基本計画」などの関連計画との連携を図る。

【方針の対象】

宇都宮市立中学校の休日の部活動

【方針期間】

2025（令和7）年度から2027（令和9）年度までの3年間

現状と課題

【国】

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）

- 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。

○「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」（令和7年5月）

- 休日については、次期改革期間（令和8年度～令和13年度）において、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- 学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくという意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する。

【県】

○「とちぎ部活動移行プラン」（令和5年3月）

- 令和7（2025）年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

【本市】

《生徒数・部活動加入率の推移》

- 生徒数は、令和5年度の12,924名から令和20年度には8,488人になることが予想される。
- 部活動加入率は10年間で5.8%減少し、特に、運動部の加入率が6.2%減少している。

《生徒・保護者・教職員の意識の現状》

- 部活動に生徒は「友達と楽しく活動するため」保護者は「社会性や協調性の育成」を求めているが、教職員は「帰宅時間が遅くなる」など負担に感じている。

《指導者の確保に係る現状》

- 部活動において指導者が不足しており、県の人材バンクにおいても、宇都宮市で指導できる指導者の登録数が少ない。

《学校・地域の現状（学校ヒアリングから）》

- 市内に342の部活動があり、学校・種目・地域により実情が大きく異なる。
- 学校は「総合型地域スポーツクラブ」などを運営主体として想定しているが、受皿が不足している。

基本的な考え方

【地域展開に当たっての課題】

《運営主体の整備・確保》

- 地域クラブの受皿の不足
- 学校や地域の状況に応じた受皿作りが必要

《指導者の確保》

- 地域クラブの指導者の不足
- 競技・種目により指導者確保が困難
- 指導に係る報酬
- 地域展開後の教職員の関わり方

《活動場所の確保》

- 学校施設を部活動と同様に使用できるよう調整が必要
- 活動場所の施設開闢管理の仕組みの構築

《移動手段の確保》

- 活動場所までの移動（自転車・公共交通機関・地域内交通・保護者送迎等）

《経済的支援が必要な生徒に対する支援や保護者負担》

- 活動費に係る保護者負担の増
- 生活保護受給世帯とそれに準ずる程度に困窮している世帯への支援や費用の補助の検討

《資金の確保》

- 運営主体の整備・確保のため、運営事務に係る人件費や什器費用等の資金が必要
- 指導者確保のため、指導者謝金の資金が必要

（1）本市の目指す方向性

子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、「楽しさ」や「喜び」を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保することを目指す。

（2）目標年次

県のプランを踏まえ、休日の部活動については、令和7年度末までに、全ての公立中学校において1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

令和7年度から令和9年度までの3年間を「実践検証期間」とし、実践・検証を行いながら、必要に応じて見直しを図り、令和10年度以降、本格実施する。

（3）休日の部活動の地域展開の進め方

地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で子どもたちの望ましい成長を支えるものであり、そのため、学校と地域クラブが連携して取り組む。

本市は、学校や地域の実情などを踏まえ、少子化に対応した仕組みとなるよう、単独校又は複数校での運営主体の設立・運営方式を宇都宮市の独自モデルとして確立するため、「地域クラブ活動育成事業」を新たに実践・検証する。

「実践検証期間」中に、運営主体の設立が完了または地域クラブへの展開見通しの立った部活動については、先行的に移行する。

地域クラブ活動育成事業

（1）運営主体の類型と主体への運営費・指導者への支援

- ア 運営主体の類型
- (ア) PTA等関連組織で受皿組織を作る
 - (イ) 複数校で受皿組織を作る
 - (ウ) 総合型地域スポーツクラブへ移行
 - (エ) 種目別に地域クラブへ移行

イ 運営主体の整備・確保、指導者確保に向けた支援の考え方

342の部活動ごとに運営主体候補者や部員数など現状が大きく異なることから、学校や地域の実情・種目ごとの特性に応じた形態の具体化に向け、市は、各運営主体が自立し、持続可能な運営ができるように、活動形態に応じた支援を行う。

（2）支援事業の概要

ア 支援の対象となる地域クラブの認定

主に休日の部活動を引き継ぎ、学校教育との連携で教育的役割を担うもの。

イ 「地域クラブ運営費」の補助（モデル事業対象）

総合型地域スポーツクラブ等の既存地域団体、新規に設立される地域団体に、設立やクラブの管理運営事務にかかる人件費、什器費用等を補助する。

ウ 「地域クラブ活動指導者謝金」の補助（全地域クラブ対象）

休日活動の受け皿となる地域クラブの指導者は、生徒の受け皿や災害時の対応、活動時の安全確認等を考慮すると複数で当たることが望ましいため、指導者への謝金（実費弁償相当）は1単位クラブ当たり2名分を上限として補助する。

指導者確保に向けた取組

関係団体等の協力を得ながら、参画意欲をもった人材を活用した「登録」「研修」「紹介」「斡旋」の機能を持つ、将来的に地域クラブ活動指導者を確保するための仕組みづくりを行う。

各主体の役割分担

（1）市の役割

- 市の方針の決定
- 地域クラブの育成・支援
- 学校の支援
- 関係団体への周知・啓発
- 市域全体における周知・啓発
- 全体の推進・検証・改善
- 人材確保の仕組みづくり等

（2）地域クラブの役割

- クラブ員の管理・指導
- 指導者人材確保・管理
- 施設借用・備品管理
- 保護者と学校との連絡・情報共有等

（3）学校の役割

- 自校の方針の検討
- 方針を踏まえた地域連携・移行の推進
- 各地域学園域における周知等

（4）保護者の役割

- 平日における部活動の保護者会の管理・運営及び部活動の活動補助
- 休日の地域クラブの保護者会の管理・運営及び地域クラブの活動補助等

推進体制

（1）部活動地域移行推進コーディネーターの配置

学校と関係団体との連絡・調整や、教職員・保護者・関係団体の理解促進に努める。

（2）宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置

学校・地域の実情に応じた部活動の地域連携・移行の円滑な推進を図るために、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」を設置し、部活動地域連携・移行の進捗状況や整理すべき事項について協議する。

宇都宮市休日の部活動の地域展開方針（案）

（令和7年度～令和9年度）

宇都宮市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
3	課題	4
4	基本的な考え方	5
5	地域クラブ活動育成事業	6
6	指導者確保に向けた取組	7
7	各主体の役割分担	7
8	推進体制	8

1 はじめに

中学校部活動は、これまで生徒の健全育成と技術力向上、生涯学習の発展等に大きな役割を果たしてきた。しかし、今後は少子化が急速に進む見込みであり、部員数、教職員数は大幅に減少し、費用の面でも立ち行かなることが懸念される。一方で、学校教育への優秀な人材の確保に向けた教職員の働き方改革も急務となっている。

本市は、国・県の方針を踏まえ、令和5年度から「子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、『楽しさ』や『喜び』を感じができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保する」ために、「令和7年度末までに各校1つ以上の休日の部活動の地域移行に取り組む」ことを当面の目標として部活動地域連携・移行推進事業を進めてきた。

本取組の名称については、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、「学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく」という意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更すると示されたことや、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」において、地域の理解を得ながら活動を推進するためには「地域展開」への名称変更が望ましいとの意見が出したことから、本市も同様に「地域展開」に名称を変更する。

これまで、学校や各種団体等とのヒアリングにおいては、学校によって部活動や地域の状況が様々で一律の方法は適当ではないこと、また、最大の課題となる指導者の確保策の検討が重要であることが明らかになった。そのため、各校が休日の部活動について地域展開を着実に推進して地域クラブ活動への転換を図れるよう、令和7年度から令和9年度までの3年間を実践検証期間として「地域クラブ活動育成事業」を実施し、少子化に耐えうる生徒の活動機会の確保、自立・持続可能な運営主体や指導者の確保、学校や教職員の関わり方、保護者負担のあり方等を検証することとした。

なお、本方針は、令和7年度から令和9年度の方向性を示すものである。

2 現状

(1) 国及び県の方針

ア 国の方針

- (ア) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和4年12月スポーツ庁及び文化庁)
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、休日の学校部活動の段階的な地域移行を進めるが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。
 - ・ 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。
 - ・ 地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に取り組むこととする。

(イ) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
(令和7年5月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議)

- ・ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的であり、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- ・ 休日については、次期改革期間内（令和8年度～令和13年度）において、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。
- ・ 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切である。
- ・ 学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするという意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する。

イ 県の方針

「とちぎ部活動移行プラン」（令和5年3月栃木県教育委員会）

- ・ 基本目標：生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組む。
- ・ 活動目標：令和7（2025）年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

(2) 生徒数・部活動加入率推移

ア 本市立生徒数の状況（令和7年度以降は見込み）

過去10年は横ばいであったが、令和5年度の12,924名から15年後の令和20年度には8,488人（4,436人減）となることが予想される。



- ・ 令和6年度までは、各年5月1日時点の生徒数実績
- ・ 令和7年度以降は、住民基本台帳（令和5年5月1日時点）及び第6次宇都宮市総合計画改訂基本計画における人口の見通し（趨勢型）を基に試算

イ 本市中学校の部活動加入率の推移

全体の部活動加入率が 10 年間で 5.8 % 減少し、特に、運動部の加入率が 6.2 % 減少している。



出典 中学校・高等学校運動部に関する調査（令和 5 年県調査）
中学校文化部に関する調査（令和 5 年度市調査）

（3）本市の中学校部活動に対する生徒・保護者・教職員の意識の現状

（出典：令和 5 年度実施「休日の部活動地域移行に係る実態調査」）

ア 部活動に求めるもの

【生徒】

友達と楽しく活動するため	67.9 %
大会・コンクールでよい成績を収めるため	59.0 %
将来、役に立つため	53.4 %

【保護者】

子どもの成長にとってプラス	79.0 %
社会性や協調性の育成	74.4 %
強い精神力や忍耐力の育成	56.1 %

イ 部活動の顧問として負担に感じていること

【教職員】

帰宅時間が遅くなる	75.9 %
休日の部活動の指導や大会引率	71.8 %
教員として準備をするための時間が短くなる	58.2 %
経験をしたことのない部活動を担当する	42.7 %

（4）指導者の確保に係る現状

ア 本市の部活動地域指導者・部活動指導員配置人数（令和 6 年度）

区分	募集・面接	資格要件	R6 人数	現状
部活動地域指導者	学校	なし	市内 79 名	人脈がないと、候補者探しすら困難である。
部活動指導員	市教委	なし	市内 24 名	ハローワーク・HPでの募集や県の人材バンクを活用するが、応募に至らないケース多々あり。
部活動民間クラブ活動指導者	市教委	なし	市内 23 名	各学校から派遣希望があるが、それに見合った人材の確保が困難である。

イ 県の部活動指導員・地域クラブ指導者バンク登録人数（令和7年4月現在）

区分	登録人数	うち 地域クラブ指導可能	うち 活動可能エリアに 宇都宮市含む	うち 活動可能エリアが 宇都宮市ののみ者
運動部・スポーツ活動	118名	80名	31名	12名
文化部・文化芸術活動	35名	29名	22名	0名

(5) 学校・地域の現状（学校ヒアリングから）

ア 部活動の実情

342の部活動があり、学校・種目・地域により実情が大きく異なる。

イ 学校が想定している運営主体

地域クラブ（既存・新設）、単位PTA内設置の体育文化後援会、総合型地域スポーツクラブ、拠点校方式（部活動のまま）など

ウ 運営主体の類型

- (ア) PTA等関連組織で受皿組織を作る（上河内中）
- (イ) 複数校で受け皿組織を作る（一条中+旭中）
- (ウ) 総合型地域スポーツクラブへ移行（古里中+田原中+河内中）
- (エ) 種目別に地域クラブへ移行（上記以外19校）

3 地域展開に当たっての課題

- ・ 部活動の展開先となる運営主体の整備・確保
 - 地域クラブの受皿の不足
 - 学校や地域の状況に応じた受皿作りが必要
- ・ 指導者の確保
 - 地域クラブの指導者の不足
 - 競技・種目により指導者の確保が困難
 - 指導に係る報酬が課題
 - 地域展開後の教職員の関わり方
- ・ 活動場所の確保
 - 学校施設を部活動と同様に使用できるよう調整が必要
 - 活動場所の施設開錠管理の仕組みの構築
- ・ 移動手段の確保
 - 活動場所までの移動が課題（自転車・公共交通機関・地域内交通・保護者送迎等）

- ・ 経済的支援が必要な生徒に対する支援や保護者負担
 - 活動費に係る保護者負担の増
生活保護受給世帯とそれに準ずる程度に困窮している世帯への支援や費用の補助の検討
- ・ 資金の確保
 - 運営主体の整備・確保のため、運営事務に係る人件費や什器費用等の資金が必要
指導者確保のため、指導者謝金の資金が必要

4 基本的な考え方

(1) 本市の目指す方向性

子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、「楽しさ」や「喜び」を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保することを目指す。

(2) 目標年次

国のガイドラインや県のプランに基づき、休日の部活動については、令和7年度末までに、全ての公立中学校において1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

令和7年度から令和9年度までの3年間を「実践検証期間」とし、実践・検証を行いながら、必要に応じて見直しを図り、令和10年度以降、本格実施する。

(3) 休日の部活動の地域展開の進め方

地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で子どもたちの望ましい成長を支えるものであり、そのため、地域展開には学校と地域クラブが連携して取り組むこととし、本市は、学校や地域の実情などを踏まえ、少子化に対応した仕組みとなるよう、他市町で類似事例の無い単独校又は複数校での運営主体の設立・運営方式を宇都宮市の独自モデルとして確立するため、「地域クラブ活動育成事業」を新たに実践・検証する。

「実践検証期間」中に、運営主体の設立が完了または地域クラブへの展開見通しの立った部活動については、先行的に展開する。

主体	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
国・県	改革推進期間(実証事業)			前期改革実行期間			後期改革推進期間		
市	準備期間			実践検証期間			拡大期間（本格実施）		

国・県のスケジュールと本市のスケジュール

5 地域クラブ活動育成事業

(1) 本市として考えられる運営主体の類型と主体への支援

ア 運営主体の類型 ((ア)～(ウ)はモデル事業として実施)

(ア) PTA等関連組織で受皿組織を作る

⇒ PTA関連組織の体育文化後援会が運営主体となる。

(イ) 複数校で受皿組織を作る

⇒ PTA関連組織を連合体とした組織が運営主体となる。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブへ移行

⇒ 総合型地域スポーツクラブが運営主体となる。

(エ) 種目別に地域クラブへ移行

⇒ 各部活動ごとに、既存または新規の地域クラブが運営主体となる。

イ 運営主体の整備・確保、指導者確保に向けた支援の考え方

25校342の部活動ごとに運営主体候補者や部員数など現状が大きく異なることから、学校や地域の実情・種目ごとの特性に応じた形態の具体化に向け、市は、各運営主体が自立し、持続可能な運営ができるように、それぞれの形態に応じた支援を行う。

(2) 補助事業の概要

ア 支援の対象となる地域クラブの認定

主に休日の部活動を引き継ぎ、学校教育との連携で教育的役割を担うもの。

イ 「地域クラブ運営費」の補助（モデル事業対象）

モデル対象校：上河内中、一条中+旭中、古里中+田原中+河内中

(ア) 対象

既存の部活動を受け入れ、学校に代わって休日の地域クラブ活動全体の状況を把握し、関係者、関係機関・団体相互の連携を図る役割を担う、市が指定した既存または新規の団体とする。

(イ) 補助

総合型地域スポーツクラブ等の既存地域団体、新規に設立される地域団体に、設立やクラブの管理運営事務にかかる人件費、什器費用等を補助する。

ウ 「地域クラブ活動指導者謝金」の補助（全地域クラブ対象）

(ア) 対象

既存の部活動を受け入れ、令和5年度以降に部活動の休日活動を引き継ぎ、「宇都宮市部活動方針（市部活動ガイドライン）」を順守しながら学校と連携して生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導に当たる、市が認定した既存または新規の団体とする。

(イ) 補助

休日活動の受け皿となる地域クラブの指導者は、生徒のけがや災害時の対応、活動時の安全確認等を考慮すると複数で当たることが望ましいため、指導者への謝金（実費弁償相当）の補助を、1単位クラブ当たり2名分を上限として支給する。

(3) 検証項目

- ・ 生徒の活動機会の確保
- ・ 運営主体の組織と事務量等
- ・ 指導者の持続可能な確保
- ・ 学校、教職員の関わり方、連携等
- ・ 自立・持続可能な費用負担の在り方

6 指導者確保に向けた取組

関係団体等の協力を得ながら、参画意欲をもった人材を活用した「登録」「研修」「マッチング」の機能を持つ、将来的に地域クラブ活動指導者を確保するための仕組みづくりを行う。

7 各主体の役割分担

(1) 市の役割

- ・ 市の方針の決定
- ・ 地域クラブの育成・支援
- ・ 学校の支援
- ・ 関係団体への周知・啓発
- ・ 市域全体における周知・啓発
- ・ 全体の推進・検証・改善
- ・ 人材確保の仕組みづくり 等

(2) 運営主体・地域クラブの役割

- ・ クラブ員の管理・指導
- ・ 指導者人材確保・管理
- ・ 施設借用・備品管理
- ・ 保護者と学校との連絡・情報共有 等

(3) 学校の役割

- ・ 自校の方針の検討
- ・ 方針を踏まえた地域連携・移行の推進
- ・ 各地域学園域における周知 等

(4) 保護者の役割

- ・ 平日における部活動の保護者会の管理・運営及び部活動の活動補助
- ・ 休日の地域クラブの保護者会の管理・運営及び地域クラブの活動補助 等

8 推進体制

(1) 部活動地域移行推進コーディネーターの配置（令和6年度から）

学校と関係団体との連絡・調整や、教職員・保護者・関係団体の理解促進に努める。

(2) 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置（令和6年度から）

学校・地域の実情に応じた部活動の地域連携・移行の円滑な推進を図るため、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」を設置し、部活動地域連携・移行の進捗状況や整理すべき事項について協議する。

【構成】

学識経験者、スポーツ団体代表、文化・芸術団体代表、
地域代表、P T A代表、中学校長代表、地区中学校体育連盟代表、
地区中学校文化連盟代表、行政関係者 等

【参考資料】

【令和6年度】宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会 委員名簿

	氏名	役職名	備考
1	横嶋 剛	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授	会長
2	斎藤 麗	作新学院大学経営学部スポーツマネジメント学科 教授	
3	大豆生田 將	宇都宮市スポーツ協会 会長	
4	千賀 貴司	宇都宮市スポーツ振興財団 理事長	副会長
5	宮本 榮子	総合型地域スポーツクラブスポーツかわち 事務局長	
6	赤澤 豊	宇都宮市文化協会 会長	
7	今泉 剛	栃木県吹奏楽連盟 副理事長	
8	内田 等	栃木県合唱連盟 副理事長	
9	松嶋 裕美	陽南中学校魅力ある学校づくり地域協議会 会長	
10	福田 治久	宇都宮市PTA連合会 会長	
11	東原 定雄	宇都宮市中学校長会 会長	
12	森下 薫	宇河地区中学校体育連盟 会長	
13	金橋 由美子	宇河地区中学校文化連盟 理事	

【令和7年度】宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会 委員名簿

	氏名	役職名	備考
1	横嶋 剛	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授	会長
2	斎藤 麗	作新学院大学経営学部スポーツマネジメント学科 教授	
3	大豆生田 将	宇都宮市スポーツ協会 会長	
4	千賀 貴司	宇都宮市スポーツ振興財団 理事長	副会長
5	宮本 榮子	総合型地域スポーツクラブスポーツかわち 事務局長	
6	和久 文子	宇都宮市文化協会 副会長	
7	戸舎 佳奈	栃木県吹奏楽連盟 宇河地区副支部長	
8	峰村 美智子	うつのみやジュニア芸術祭学校音楽祭 部会長	
9	神山 幸子	上河内中学校魅力ある学校づくり地域協議会 会長	
10	福田 治久	宇都宮市PTA連合会 会長	
11	加藤 悅宏	宇都宮市中学校長会 会長	
12	吉川 真弓	宇河地区中学校体育連盟 副会長	
13	川北 由美	宇河地区中学校文化連盟 理事	
14	高田 千晶	公募	
15	坂寄 楽友	公募	

報告第35号

令和7年6月議会一般質問の概要について
令和7年6月議会一般質問の概要について、次のように報告する。
令和7年6月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

課名	件数	項目
学校管理課	3	<ul style="list-style-type: none">○ 公共施設の計画的な整備・維持管理について<ul style="list-style-type: none">・ 市立小中学校の整備・維持管理について○ 教育行政について<ul style="list-style-type: none">・ 学校施設照明のLED化について○ 小中学校におけるAEDの取扱いについて
学校教育課	7	<ul style="list-style-type: none">○ プレクラス制度について○ 「小1の壁」子どもの朝の居場所対策と教員へのハラスマント防止について<ul style="list-style-type: none">・ 朝の預かり相談等について○ 教育行政について<ul style="list-style-type: none">・ 教科担任制とチーム担任制について○ 学校関連について<ul style="list-style-type: none">・ 教職員の負担軽減について○ 教育行政について<ul style="list-style-type: none">・ 卒業アルバムの制作と安全管理について○ 社会科教科用図書の選定について○ 選定図書について<ul style="list-style-type: none">・ 学校図書について
学校健康課	2	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒の視力低下について○ 学校関連について<ul style="list-style-type: none">・ 休日部活動地域連携について
生涯学習課	3	<ul style="list-style-type: none">○ 「小1の壁」子どもの朝の居場所対策と教員へのハラスマント防止について<ul style="list-style-type: none">・ 朝の子どもの居場所づくりについて○ 芸術文化のまちづくりについて○ 選定図書について<ul style="list-style-type: none">・ 市立図書館図書の選定について

教育センター	1	○ 教育行政について ・ 教育委員会と不登校支援に携わる企業・団体との連携について
合 計	1 6	

令和7年6月議会一般質問の概要

() 内は共管課

議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
6月12日 馬上 剛 議員	<p>4 公共施設の計画的な整備・維持管理について</p> <p>(1) 市立小中学校の整備・維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の小中学校は、昭和40～50年代にかけて建設されたため、計画的・効率的な老朽化対策を講じることが喫緊の課題となっているが、西原小学校の長寿命化改修工事が国庫補助の不採択となつたことから事業執行を延期せざるを得ず、長寿命化の改修工事を予定していた学校についても、スケジュール調整を行うことになってしまった。 市立小中学校の計画的な整備と維持管理についての考え方を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、「宇都宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、国庫補助の活用や事業費の平準化を図りながら、既存の学校施設を可能な限り活用した長寿命化改修を行うとともに、日常的な点検や修繕などによる適切な維持管理に取り組んでいる。 令和7年度の国庫補助について、継続事業である「西小学校」と「上河内中学校」は採択されたが、新規事業である「西原小学校」は採択に至らなかつたため、整備スケジュールの変更を余儀なくされた。 整備スケジュールを見直した「西原小学校」の関係者に対して、丁寧な説明を行うことにより、理解をいただいたが、長寿命化改修の早期着手に向けて、国に対し、あらゆる機会を捉えて要望等を行うなど、財源の確保に努めていく。 今後とも、国の動向を注視しながら、児童生徒が安全で安心に過ごすことができる快適な教育環境の実現に取り組んでいく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	学校管理課

6月13日
大久保 順也
議員

4 児童生徒の視力低下について

- 全国的に近視の進行、視力の低下が懸念されているが、本市の小中学校の児童生徒の視力の現状について、全国と比べてどのような状況にあるのか伺う。
- 子どもと保護者の両方が近視予防について正しく理解できるよう、専門家の話を聞くことや、専門的な視力測定や相談ができる機会として「近視予防セミナー」を開催するのが良いと考えるが、見解を伺う。
- 視力低下の要因として、屋外での活動の減少、就寝時間の変化などが指摘されていることから、目の健康を守るために習慣を子どもたちに定着させる取組も必要と考えるが、見解を伺う。

- 令和6年度における小・中学生の裸眼視力1.0未満の児童・生徒は、眼鏡やコンタクトレンズ使用者で、裸眼視力を測定していない者を除き、小学校で、33.9パーセント、中学校で、51.6パーセントとなっている。全国と比較した場合には、本市の裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、小学校で、2.9ポイント、中学校で、9ポイント、少ない状況である。
- 裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合が横ばいである状況や各学校には、学校医として眼科医を配置し、定期健康診断を実施するとともに、健康診断後に学校や家庭に助言をいただいているところであり、引き続き、学校医との連携・協力による視力低下の防止に向けた取組を進めていく。
- 「宇都宮市学校健康教育推進計画」に基づき、体育・保健体育、家庭科などの各教科や学級活動などにおいて目の健康を含めた、生活習慣の大切さについて指導している。また、市教育委員会が、保護者に向けて発信する健康教育によりを通し、デジタル機器使用時のルールの周知や家庭でもできる「目の体操」を紹介するなど近視予防について家庭と連携した取組を進めている。
- 今後とも、目の健康や姿勢、生活習慣に関する指導を通して、児童生徒の視力低下の防止に向け取り組んでいく。

(教育長)

学校健康課

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の状況は裸眼視力1.0未満の割合が低いということだが、外遊びの減少など視力低下を予防するためにも、その先の行動が必要になってくることから、本市においても愛知県大府市のような取組支援プロジェクトを検討してはどうか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県大府市の取組も参考にする。 (教育長) 	
6月13日 佐藤 恭子 議員	<p>2 プレクラス制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では入学前に幼稚園等との情報交換などどのように行われているのか伺う。 仮にプレクラス制度を導入することとなる場合、どのような障壁があると考えるか伺う。 港区で今年度からプレクラス制度導入をスタートしたことをどのように受け止めているか伺う。 教員を含めた教育の現場からプレクラス制度へ関心等の声はあるか伺う。 今後、本市でもプレクラス制度を導入する考えはあるか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「かけ橋期」は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための大切な時期であり、幼児教育から小学校教育への移行を円滑に進めていくことは大変重要であると認識している。 本市では小学校入学後の指導に生かしていくため、「幼稚園児指導要録」等をもとにした情報共有など子ども一人一人の状況把握に努めるとともに、幼小連携合同研修を開催し、幼小の連携に取り組んでいる。 入学後、約1か月が経過したところで学級を再編制することは、児童にとって混乱をきたすおそれがあることや、教職員の新たな負担増につながることを懸念している。 安定した学級運営の実現が期待できる反面、プレクラス導入の課題についても考慮する必要があるため、港区の取組は先進事例の1つであるものと受け止めている。 第1学年が単学級のため、必要性を感じていない学校もあるほか、アンケート調査では、「関心がある」と回答した学校は1校であり、再度の学級編制により、児童だけでなく、保護者や学級担任も人間関係を再構築しなければならないことへの不安の声があった。 児童一人一人に対するきめ細かな指導・支援の充実と、学級担任の負担軽減の双方の観点な 	学校教育課 (教育企画課)

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等と小学校で十分に引継ぎをしてクラスを編制したとしても、入学後に、児童同士の相性などから問題が生じることがあると聞いているが、その場合、どのように対応しているのか伺う。 	<p>どから、先行自治体の動向を注視していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、幼小連携を推進しながら、小学校1年生がよりよい学校生活を送ることができるよう、個に応じた指導・支援の充実に努めていく。 <p>(教育長)</p>	
--	---	--	--

6月13日 佐藤 恒子 議員	3 「小1の壁」子どもの朝の居場所と教員へのハラスメント防止について <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者から学校へ朝の預かりへの相談があるか伺う。また、相談があった場合はどのように対応しているか伺う。 ・ 保護者間で出勤時刻によって教員を「やる気のある教員・やる気のない教員」とランク付けし、更に教員へ電話する保護者もいると伺ったが、教員へのランク付けや電話などの状況を把握しているのか伺う。 ・ 共働きやひとり親家庭が増える中、朝の子どもの居場所に悩む家庭があるが、今後、朝の居場所づくりに取り組む考えがあるか伺う。また、取り組むにあたり一番の障壁は何か伺う。 	学校教育課 生涯学習課
----------------------	--	----------------

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの要求に対する教員の相談窓口はあるのか。 ・ 校門前で待機している案件が1件あったとのことだが、自分で家の鍵を閉めてから登校する鍵っこについてのアンケートは取っているのか。 	<p>も見られることから、各学校や地域の実情を十分に踏まえながら、運営主体や見守りを行う人材の確保など、事業が円滑に実施できる体制を構築していくことが必要だと考えている。 (教育委員会事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市教育委員会学校教育課に設けている。 ・ 1件については、保護者とともに車の中で開門を待っている状況である。学校に相談があった場合には、個別に対応している状況である。 ・ 今後も、引き続き、国・県や先進地の情報を注視して情報収集を行っていく。 (教育長) 	
--	--	--	--

6月16日 岡本 源二郎 議員	<p>5 教育行政について</p> <p>(1) 教科担任制とチーム担任制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では全小学校において高学年での教科担任制を導入しているが、その効果をどのように捉えているか伺う。 ・ 教科担任制の高学年以外への拡充やチーム担任制の導入など、今後どのように進めていくか見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市においては、令和4年度から全ての小学校の高学年において専科指導を担う教員による授業や学級担任同士が授業を交換し、教科担任制を実施しているところである。 ・ 令和6年度に教員を対象に実施したアンケートでは、「児童の授業への積極的な取組と学力向上につながっている」などの回答があり、専門性の高い授業により児童の学びの充実が図られているものと捉えている。 ・ 令和7年度は、中学年での教科担任制を各学校の実情に応じて約9割の小学校で導入しており、学びの質の向上や教員の負担軽減に向け、さらなる拡充を図っていく。 ・ 「チーム担任制の導入」については、各学校の実情に応じて、朝の学習や帰りの会、道徳の授業を分担するなどの取組が行われている一方で、低学年においては、教員が入れ替わることを不安に感じる児童もいることから、全ての小学校への導入については、調査・研究していく。 ・ 今後とも、小学校における教科担任制を着実に推進し、学びの質のさらなる向上に取り組んでいく。 <p>(教育長)</p>	学校教育課
-----------------------	---	--	-------

6月16日 岡本 源二郎 議員	<p>5 教育行政について</p> <p>(2) 学校施設照明のLED化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設については数が多く、LED化による温室効果ガスの削減効果が高いと考えております。PPP, PFIなどの官民連携の手法も有効と考えるが、市内全校でのLED化をどのような手法とスケジュールで進めていくのか、伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、令和6年2月に、「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、公共建築物250施設の照明のLED化などに取り組んでおり、これまで、長寿命化改修工事や電気設備の更新などに併せ、全小中学校94校のうち、校舎10校、体育館36校をLED化してきた。 そのような中、2027年末までに蛍光灯の製造・輸出入の廃止が決定しており、LED化を加速化する必要があると考えている。 全小中学校の照明のLED化に向けては、これまで、効果的・効率的な整備手法の導入などについて検討しており、現在は、整備費用の削減や工期の短縮など、一括整備によるスケールメリットを最大限に発揮できるよう、学校施設を含めた公共建築物全体での整備について、リースやPFIなどのPPPによる官民連携の手法や導入スケジュール等も含め、比較・検討を進めている。 今後は、これらの検討結果を踏まえ、スピード感をもって、計画的な学校施設照明のLED化に取り組んでいく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	学校管理課 (環境創造課)
-----------------------	---	---	------------------

6月16日 佐藤 孝明 議員	<p>7 学校関連について</p> <p>(1) 教職員の負担軽減について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和9年度までに時間外在校等時間が1か月80時間を超える教職員の人員をゼロにすることに加え、児童生徒と向き合う時間を確保できている教員の割合を90%にすることを目標にするとの答弁があったが、現在の状況について伺う。 安定的な人員確保をどのように進めていくのか、教職員の負担軽減に直結する教員業務支援員は十分に配置できているのかもあわせて伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置できない理由は、応募はあるが採用できる者が少ないので、応募が集まらない状況なのかを伺う。 	<p>学校 教育 課</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、「第2次宇都宮市学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、児童生徒と向き合う時間を確保しつつ、時間外在校等時間を削減することを目標に、働き方改革を推進している。 月の時間外在校等時間が80時間を超える本市教職員の人数は、令和6年度は月平均175人で、全体の7.8%であり、年々減少傾向にある。 児童生徒と向き合う時間の確保については、目標達成に向けて、令和7年度からはこれまでの取組に加え、服務関係諸表簿のデジタル化や中学校におけるデジタル採点システムの活用など、校務のDX化を推進することにより、教職員の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間の確保に努めている。 県費負担教職員や市会計年度任用職員が未配置の状況にあるため、引き続き、県教育委員会や県内の大学と連携するとともに、退職した教職員への声かけや、ハローワークを通した募集などにより、教職員の人員確保に努めていく。 本市の教員業務支援員については、小規模小学校に17名配置しているが、本市としては、国の事業を活用し、県が全校に配置するよう、引き続き要望していく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用試験は基準を設けて実施しているが、現在は、応募が集まらない状況である。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p>
----------------------	---	---

6月16日 佐藤 孝明 議員	7 学校関連について (2) 休日部活動地域連携について <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の市町と隣接する学区を持つ学校の連携についてどのように進めていくのか伺う。 ・ 今後、他の市町・栃木県と協力し広域連携を図っていくのか、市の方針を伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清原地区は、市内の他の地区と距離があるため、周辺の高根沢町、芳賀町、真岡市などとの連携を検討してはどうかと考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、これまでの活動状況や「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」の意見を踏まえ、まずは、市内における近隣の中学校との連携を進めていく。 ・ 栃木県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県内市町の取組状況を踏まえながら、必要に応じて連携方策を検討していくものと考えているところであり、引き続き、栃木県や県内市町の動向を注視していく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺市町に確認したところ、現在、他の市町との連携を考えていない状況である。将来的に必要があれば、他の市町との連携を検討する。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p>	学校健康課 (学校教育課)
----------------------	--	---	------------------

6月16日 小倉 久美 議員	6 小中学校におけるAEDの取扱いについて <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツをする利用者が多い、小中学校のAEDを屋外に設置し、いつでも誰でも取り出すことができる状態にする必要があると考えるが、見解を伺う。 	学校管理課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の小中学校におけるAEDの設置については、緊急時すぐに持ち出しが可能で、いたずら・盗難等の被害にあいにくく、風雨にさらされない場所を各校の実情に応じて選定し、ほぼすべての学校で、体育館内に設置している。 ・ 学校施設は、学校の職員が不在となる夜間や休日にも開放していることから、緊急時にAEDが適切に活用されるよう、施設の利用者等に対し、機器の使用方法や設置場所、AEDを設置している体育館の鍵の貸し出しなどについて、事前に周知している。 ・ 「学校のAEDの屋外設置」については、雨や埃、暑さや寒さによる機器の故障を防ぐことや、防犯面の対策などの課題もあるが、設置場所の分かりやすさや、いつでも誰でも利用できるといったメリットもあることから、他市の事例などを参考にしながら、適切な設置場所や運用方法などについて、検討していく。 ・ 今後とも、市民の皆様に学校施設を安心して利用いただけるよう、AEDの適正な運用や効果的な周知に努めていく。 (教育委員会事務局長)
----------------------	---	---

6月17日 若林 芽育 議員	<p>5 芸術文化のまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市にはジャズやクラシック音楽、合唱など音楽に親しむ市民が大勢いるが、文化会館や生涯学習センターで合唱の練習に励む市民からは、使用するピアノについて必ずしも満足のいく練習環境ではないとの声が聞こえている。 <p>芸術文化のまちづくりの推進に向け、ピアノに係る練習環境の整備などを、どのように進めていくのか見解を伺う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 練習で使用するピアノについて、文化会館においては、質の高い練習環境を提供できるよう年3回調律を行っているほか、令和元年にピアノ1台を更新した。 <p>また、生涯学習センターにおいては、地域に身近な練習場所として日常的に利用されており、原則年1回以上ピアノの調律を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き、こうした練習環境の保持に努めるとともに、練習成果の発表機会の更なる創出に取り組むなど、気軽に音楽や芸術に触れ、親しむことのできる「文化の薫るまち宇都宮」を推進していく。 <p>(魅力創造部長)</p>	文化都市推進課 (生涯学習課)
6月17日 若林 芽育 議員	<p>6 教育行政について</p> <p>(1) 教育委員会と不登校支援に携わる企業・団体との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月議会において、フリースクールとの連携について、学期に一回はフリースクールを訪問するなど確実な連携を図っていくとの答弁があったが、その他、どのような連携・支援を図っていくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> フリースクール等の民間施設は不登校児童生徒の社会的自立を目指す多様な支援の場の一つであると捉えており、当該施設と連携を図ることは重要であると認識している。 本市では、教育委員会や学校による民間施設への定期的な訪問や、電話等による情報共有を行い、日頃から連携・支援に努めている。 また、現在、本市の児童生徒が、市外の民間施設を一定割合利用しており、より広域での連携が有効であると考えていることから、フリースクール等の民間施設が参加する県主催の「学校以外の場における教育機会の確保に関する連絡会」や、今年度から開催予定の「福祉や医療との連携体制構築に関する協議会」において、不登校対策に係る課題の共有や民間施設との連携強化等に向けた意見交換を行っていく。 <p>(教育長)</p>	教育センター

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市主催の話し合いの場を検討する余地があるか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市外の施設を利用する児童生徒も一定数おり、より広域での連携が有効であると考えていることから、県が主催する連絡会や協議会を活用していく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p>	
6月17日 若林 芽育 議員	<p>6 教育行政について</p> <p>(2) 卒業アルバムの制作と安全管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃等により個人情報の漏えいがあった際は、学校の管理責任を問われる可能性があることから、卒業アルバム制作における安全管理について見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業アルバムについては、児童生徒にとって学校生活の思い出を振り返ることができる大切なものであり、卒業アルバム制作には、個人情報の安全管理が極めて重要であると考えている。 卒業アルバム制作にあたっては、学校が委託先に対して適切な監督を行う必要があることから、国が定めた「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を反映した「卒業アルバムに係る個人情報取扱いチェックシート」を新たに作成し、学校による適切な事業者の選定や委託先における個人情報の取扱い状況の確認について各学校に周知していく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p>	学 校 教 育 課

6月17日 長谷川 武士 議員	<p>3 社会科教科用図書の選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校は、過去の出来事から学び、平和で豊かな社会の構築に貢献する意識を育むため、自国の歴史の事実を記載している教科書を選定して、これから日本の将来を担っていく子供たちに教えていく時期が来ていると考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中学校で使用している教科書は、関係法令に照らし、現職の教員が厳正に調査研究を行い、教科用図書採択協議会において十分に議論を尽くして選定され、市教育委員会が採択したものである。 本年4月から、中学校1年生が使用している歴史教科書は、生徒自身が、掲載されている資料を基に、歴史に見られる課題を把握し、公正に選択・判断しながら、学習を進めができるよう工夫している点などが優れていると考えている。 今後とも、公正かつ適正な手続きにより、本市の生徒にふさわしい教科書の採択に努めていく。 <p>(教育長)</p>	学校 教育 課
6月17日 長谷川 武士 議員	<p>4 選定図書について</p> <ul style="list-style-type: none"> JAL123便関連で自衛隊が墜落に関与したとされる青山透子著の三書籍が全国学校図書館協議会の選定図書となり、実話、ノンフィクションとされているが、学校図書は児童生徒の健全な教養の育成に資する必要があり、これらは、健全な教養の育成になるのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては国が定める「学校図書館ガイドライン」に基づき、各学校において「図書選定委員会」を開催し、児童生徒のニーズや実態等を踏まえ、学校図書を選定しており、ガイドラインには児童生徒の健全な教養の育成を図るために、幅広い資料構成と十分な資料規模を備えるよう定められていることから、三書籍を選定することは差し支えないものと受け止めているが、本市立小中学校においては配架していない。 今後とも、「学校図書館ガイドライン」に基づき適切な選定に努めていく。 <p>(教育長)</p>	学校 教育 課

6月17日
長谷川 武士
議員

4 選定図書について

- 宇都宮市立図書館には、JAL123便関連で自衛隊が墜落に関与したとされる青山透子著の8冊を含む11冊があり、公立図書館にはそぐわないと考えるが、本市の図書の選定について見解を伺う。

(再質問)

- 当該図書が、実話、ノンフィクションと扱われていることは遺憾である。当該図書について図書館での今後の対応等はあるのか。

(再質問)

- 国会答弁では大臣が自衛隊は墜落に関与していないと述べているが、これが間違っているという解釈か。

生涯学習課

- 図書館では、日本図書館協会が1954年に採択した「図書館の自由に関する宣言」における「資料収集や提供の自由」を尊重した「宇都宮市図書館資料収集方針」を定め、人権やプライバシーを侵害するものや極度に低俗なものを除いた上で、多様な、対立する意見の問題に關しても、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集することを基本としている。
- 具体的な選定方法は、司書職員で構成する「図書館資料選定会議」を毎週開催し、新刊図書の直接確認やリストからの選択、利用者リクエストに基づく選定を行っている。
- 議員案内の青山氏の図書については、利用者からのリクエストに基づき、選定されたものである。

(教育委員会事務局長)

- 図書館では、公刊物の表現において、名誉棄損・プライバシー侵害の可能性があると思われる場合に、頒布差し止めの司法判断があり、被害者（債権者）が図書館に対して提供制限をもとめた時には閲覧制限を行うことがあり得る。青山氏の著作については、これに当てはまらないため、閲覧制限は設けない。

(教育委員会事務局長)

- 国会答弁についての話ではなく、あくまで図書館の閲覧制限に対しての回答を述べたものである。

(教育委員会事務局長)

報告第37号

令和6年度就学援助の支給状況等について

令和6年度の就学援助の支給状況等について、次のように報告する。

令和7年6月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和6年度就学援助の支給状況等について

◎ 趣旨

令和6年度の就学援助の支給状況等について報告するもの

1 認定状況

- 認定者は3,552人、認定率は9.29%で、前年度と比較し認定者は167人の減、認定率は過去5年間、9%台で推移しており、ほぼ横ばいの状況である。
- 認定者の家庭状況については、ひとり親家庭が多く、全体の約7割（R6：74.0%）を占めている。

(令和7年3月31日現在)

		令和5年度	令和6年度	対前年度比
認定者数		3,719人	3,552人	▲167人
要保護※1	小学校	182人	161人	▲21人
	中学校	126人	136人	10人
準要保護※1	小学校	2,103人	2,042人	▲61人
	中学校	1,308人	1,213人	▲95人
認定率※2		9.53%	9.29%	▲0.24 ポイント

※1：要保護＝生活保護受給世帯

準要保護＝要保護に準ずる程度に困窮している世帯

※2：認定率＝全児童生徒に占める認定者の割合

2 支給状況

- 児童生徒数が減少していることなどに伴い就学援助の支給人数が減少
- 令和5年度においては、国の臨時交付金を活用した学校給食等支援事業の実施により、給食費の保護者負担分が減額されたことで、就学援助の支給額が減額となったが、令和6年度においては、保護者負担分の減額に代わり、食材費への補助に切り替わったことから支給額が増額

		令和5年度	令和6年度	対前年度比
支給人数※3		3,477人	3,346人	▲131人
小学校		2,143人	2,084人	▲59人
中学校		1,334人	1,262人	▲72人
支給金額		357,450千円	365,380千円	7,930千円
小学校		167,013千円	178,536千円	11,523千円
中学校		190,437千円	186,844千円	▲3,593千円

※3：支給人数＝認定者のうち実際に就学援助を支給した人数

3 令和6年度からの主な取組

小学生の支給費目のうち「新入学学用品費等」を増額

R 5 : 54, 060円 ⇒ R 6 : 57, 060円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

4 今年度の新たな取組

- 中学生の支給費目のうち「卒業アルバム代等」を増額

R 6 : 8, 800円 ⇒ R 7 : 10, 000円

※国の「要保護児童生徒援助費補助金」の交付要綱などに準じて設定

- クラブ活動費の支給対象を「部活動に準ずる地域クラブ活動」まで拡充

【参考1】主な認定基準（準要保護）

- 世帯全員の所得（前年中）の合計金額が基準以下
(生活保護基準の1.3倍未満)
- 生活保護の停止または廃止
- 市民税が非課税または減免
- 児童扶養手当を受給
- 病気、災害などの事情により収入が著しく減少

【参考2】支給費目と内容

	要保護	準要保護	令和7年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学校給食費		○	実費		
学用品通学用品費		○	1年 11, 630円	1年 22, 730円	認定月日によって月割り
			2年～ 13, 900円	2年～ 25, 000円	
入学準備金		○	就学前 57, 060円	6年 63, 000円	宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限ります。
新入学学用品費等		○	1年 57, 060円	1年 63, 000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限ります。
PTA・児童生徒会費		○	3, 600円	6, 000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11, 000円	認定月日によって月割り 地域クラブ活動も支給対象
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年 11, 000円	3年 10, 000円	
オンライン学習通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限ります。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

報告第38号

令和6年度児童虐待通告受付等の状況について
令和6年度児童虐待通告受付等の状況について、次のように報告する。
令和7年6月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和6年度 児童虐待通告受付等の状況について

1 年度別児童虐待通告受付件数（本市受付分）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (前年比件数, 割合)
件 数	233件	212件	289件	322件	589件 (+267件, +83%)
内 市に通告 され る件数	155件	143件	192件	211件	347件 (+136件, +64%)
児相か ら送致	78件	69件	97件	111件	242件 (+131件, +118%)

2 虐待種別件数・割合

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	内 面 前 DV	ネグレクト	総数
R 5	82件 (26%)	3件 (1%)	142件 (45%)	88件 (28%)	91件 (29%)	318件 (100%)
R 6	162件 (29%)	0件 (0%)	249件 (44%)	129件 (23%)	150件 (27%)	561件 (100%)

「総数」：通告受付件数から虐待非該当を差引いたもの

R 5:4件(心理2件, ネグレクト2件), R 6:28件(身体9件, 心理10件, ネグレクト9件)

3 被虐待者年齢別件数・割合

年齢区分	0～3歳未満	3歳～6歳 (就学前)	7歳～12歳 (小学生)	13歳～15歳 (中学生)	16歳～18歳 (高校生・他)
R 5	77件 (24%)	100件 (32%)	103件 (32%)	29件 (9%)	9件 (3%)
R 6	111件 (20%)	167件 (30%)	203件 (36%)	69件 (12%)	11件 (2%)

「年齢区分」：通告時年齢（小学生, 中学生, 高校生年齢での区分）

4 虐待者別件数・割合

虐待者区分	実母	実父	実母以外の 母親	実父以外の 父親	その他
R 5	142件 (45%)	135件 (42%)	4件 (1%)	16件 (5%)	21件 (7%)
R 6	317件 (56%)	205件 (36%)	1件 (1%)	15件 (3%)	23件 (4%)

「その他」：祖母, 祖父, 実母のパートナー

5 通告者別件数・割合

通告者区分	近隣・知人	学校	幼稚園 保育園	病院	本人・親族	児童相談所	他市	その他
R 5	20件 (6%)	48件 (15%)	28件 (9%)	11件 (3%)	13件 (4%)	111件 (35%)	37件 (12%)	50件 (16%)
R 6	10件 (2%)	94件 (17%)	24件 (4%)	30件 (5%)	56件 (10%)	230件 (41%)	27件 (5%)	90件 (16%)

「その他」：児童福祉施設, 児童委員, 市関係課など

※ 「割合」については、小数第一位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

6 特定妊婦対応件数

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (前年比件数, 割合)
件 数	67件	69件	83件	88件	87件 (-1件, -1%)

7 ヤングケアラー対応件数

区分	ヤングケアラーの疑い	非該当	ヤングケアラー認定
R 5	25件	6件	19件 (11世帯)
R 6	28件	6件	22件 (9世帯)

※ヤングケアラーとしての非該当家庭についても、必要に応じて支援を行っている。

報告第39号

「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について

「宇都宮市電子図書館」に新たに導入する、小中学生を対象とした多人数向け
コンテンツサービスである「読み放題パック」について、次のように報告する。

令和7年6月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について

◎ 趣旨

児童生徒用 1人1台端末などのデジタル環境を活用した子どもの読書活動推進と電子書籍貸出サービスの充実のため、「宇都宮市電子図書館」に小中学生を対象とした多人数向けコンテンツサービスである児童書「読み放題パック」を導入することについて報告するもの

1 「宇都宮市電子図書館」について

(1) 経過と概要

- ア 運用開始 令和5年4月1日～本格導入（令和4年7月からトライアル実施）
イ 利用対象者
　宇都宮市立図書館の利用カードを持っている、宇都宮市に在住・在勤・在学の人
　※ オンラインで申請可能

(2) これまでの実績（令和7年3月31日現在）

- ア 利用登録者数 16,514人（うち18歳以下 2,739人）
イ 貸出回数（累計） 25,296回（令和6年度 11,019回）
ウ 公開タイトル数 1,478点（うち児童書386点）

2 児童書「読み放題パック」について

(1) 導入目的

- ・ 中学生以上は、勉強や部活動などで、図書館への来館機会が減少するとともに読書量が低下する傾向にあるため、中学校入学前の小学校高学年以上を対象とすることで、読書習慣の定着を促進する。
- ・ これまでの電子書籍は、図書館の紙の本と同様に貸出中の場合は読めなかつたが、貸出制限がない「読み放題パック」の導入により電子書籍貸出サービスの充実を図る。

(2) 内容

- ・ 出版社ごとに厳選された児童書がまとめて提供されているパック商品
(子どもに人気の児童文学や、図鑑、小中学生向けの教養書など217点を予定)
- ・ 同時アクセス数に制限がなく、いつでも、待たずに、何人でも読むことが可能
- ・ 「宇都宮市電子図書館」の利用登録者は誰でも利用できるため、親子でも一緒に読むことが可能
- ・ 市立小学校4年生から中学校3年生までの全員（約26,000人）に「読み放題パック」専用のログインIDを一斉配付
※「読み放題パック」以外の電子書籍を借りたい場合は図書館利用カードが必要
- ・ 教員や学校図書館司書の利用を促すため、各小中学校にもログインIDを配付
- ・ 利用方法についてのマニュアルを作成し、ホームページ等に掲載

(3) サービス開始日 令和7年7月1日（火）から

【参考】児童書読み放題パック一覧

No	パック名	作品数	ジャンル	主要な対象
1	講談社「青い鳥文庫」(人気シリーズ作品)	100	小説	小学校高学年
	子どもに人気の児童文学のシリーズ作品から1・2冊を提供したパック			
2	集英社「ジャンプジェイブックス」パック	25	小説	小学校高学年～中学生
	「SPY×FAMILY」「鬼滅の刃」など、人気漫画のノベライズ（小説化）作品のパック			
3	GAKKEN 「自然科学」図鑑パック	22	自然科学	小学校高学年
	自然科学系図鑑のポケット版などのパック			
4	筑摩書房 プリマー新書パック	50	教養	中学生～
	ヤングアダルト（中高生）向けに普遍的でベーシックなテーマを扱った各専門分野の入門書のパック			
5	メイツユニバーサルコンテンツ 中学生向け教養パック	20	教養・実用	小学校高学年～中学生
	イラストや図を豊富に使用した読みやすい教養書・実用書のパック			

5パック 合計 217作品



講談社
「青い鳥文庫」
(人気シリーズ作品)



GAKKEN
「自然科学」図鑑パック



メイツユニバーサル
コンテンツ
中学生向け教養パック

◎「LibrariE」搭載コンテンツ

宇都宮市電子図書館

ログイン
ID
パスワード
ログインボタン

検索窓
検索ボタン

最新情報
新着
新刊
新着

ジャンル検索
書名
著者
出版社
登録年月
登録順

石崎らせ
2023年1月15日 オリジン「電子書籍版」が登録されました
2023年1月1日 記者会見「タクシードライブ」にて登場されました
2023年1月1日 ふくあらはせにご用意方法:ログイン・検索・登録について



<https://web.d-library.jp/miyalib/g0101/top/>



第41回うつのみやこども賞 受賞記念講演会

令和6年度第41回うつのみやこども賞に輝いた『真実の口』の著者、いとうみくさんをお招きし、選定委員による表彰式といとうみくさんの講演会を開催します。

受賞作品

『真実の口』(講談社) いとうみくさん

【あらすじ】雪の降る夜、外で震えている幼い少女を交番に連れて行つた中学生3人。感謝状まで贈られた彼らは、少女が見せた抵抗に違和感を抱いていた。少女を保護したことは、はたして「正義」だったのか…。



日時：令和7年6月29日(日)

午後1時30分～午後3時

会場：宇都宮市立中央図書館 集会室

内容：第1部 選定委員による表彰式

第2部 いとうみくさん講演

&片寄太一郎さん(講談社 担当編集者)との対談

定員：先着30名

対象：宇都宮市に在住・通学・通勤の小学生から大人まで

申込：令和7年6月7日(土)午前10時から

図書館ホームページのイベント予約フォームで受付

** うつのみやこども賞とは **

小学校5・6年生の選定委員が1年間で40冊の本を読み、その中から最も“友達にすすめたい本”を選んで贈る賞です。いとうみくさんは、第36回うつのみやこども賞『羊の告解』(静山社)の受賞に続き、2度目の受賞となりました。

【問い合わせ】中央図書館 028-636-0231